

---

## 資料編

- 斜里町子ども・子育て会議（P62）
- 斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議（P64）
- 平成30年度「斜里町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」集計結果（概要）（P66）
- 用語説明（P88）

## ○斜里町子ども子育て会議

### (1) 斜里町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日  
条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、斜里町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者

(4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、町長が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 6 条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 7 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、民生部こども支援課において処理する。

(会議の運営)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(2) 斜里町子ども・子育て会議委員名簿 (敬称略、順不同)

役職	選出区分	氏名
会長	保護者を代表する者	海下大輔
委員	保護者を代表する者	本宮幸恵
	保護者を代表する者	太田しおり
	事業に従事するもの	鈴木啓介
	事業に従事するもの	八幡一也
	識見を有する者	千葉恭子
	識見を有する者	小野寺哲浩
	識見を有する者	近藤将人
	公募	森真希
	公募	吉田祐里

(3) 斜里町子ども・子育て会議事務局名簿

役職	所属	氏名
事務局	民生部長	高橋佳宏
	こども支援課長	鹿野美生子
	児童育成係	庄野祐真
	児童育成係	佐藤陽希
	はまなす保育園長	塚田浩子
	双葉保育園長	佐竹恵美
	子育て支援センター長	榎本めぐみ

(4) 会議の開催日と審議した内容

第1回	平成30年11月30日(金)	子ども・子育てニーズ調査実施案他
第2回	平成31年3月12日(火)	子ども・子育てニーズ調査の集計結果他
第3回	令和元年7月10日(水)	第1期計画進行管理・第2期計画案(第1章～第3章)他
第4回	令和元年10月2日(水)	第2期計画案(第1章～第4章)他
第5回	令和元年10月23日(水)	第2期計画案(第1章～資料編・基本理念)他
第6回	令和2年2月26日(水)	第2期計画案・パブリックコメント実施結果他

## ○斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議

### (1) 斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議設置要領

#### (設置)

第1条 本町における子ども・子育て支援に関し具体的な作業を円滑に進めるため、斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 斜里町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項

#### (構成)

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 議長は、民生部長をもって充てる。

#### (会議)

第4条 会議は、議長が招集し主宰する。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第5条 会議の庶務は、民生部こども支援課において処理する。

#### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議運営等に関し必要な事項は議長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

民生部長、教育部長、保健福祉課長、生涯学習課長、ゆめホール知床公民館長、子ども通園センター長、保健福祉課主幹、保健福祉課福祉係長、生涯学習課総務係長、公民館係長、こども支援課長、双葉保育園長、はまなす保育園長、子育て支援センター長、児童育成係
---

(2) 斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
民生部	民生部長	高橋 佳宏	議長
	保健福祉課長	玉置 創司	
	保健推進主幹	茂木 千歳	
	保健推進係長	菊池 千世	
	福祉係長	門馬 純子	
	通園センター長		民生部長兼務
教育委員会	教育部長	馬場 龍哉	
	生涯学習課長	菊池 勲	
	総務係長		生涯学習課長兼務
	ゆめホール館長	佐々木 剛志	
	公民館係長	結城 みどり	

(3) 斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議事務局名簿

役職	所 属	氏 名
事務局	民 生 部 長	高 橋 佳 宏
	こども支援課長	鹿 野 美生子
	児 童 育 成 係	庄 野 祐 真
	児 童 育 成 係	佐 藤 陽 希
	はまなす保育園長	塚 田 浩 子
	双葉保育園長	佐 竹 恵 美
	子育て支援センター長	榎 本 めぐみ

(4) 会議の開催日と審議した内容

第1回	令和元年7月4日(木)	子ども・子育てニーズ調査の集計結果・第2期計画案について(第1章～第4章)他
第2回	令和元年9月19日(木)	第2期計画案について(第1章～第5章)他